

**向日市保育施設利用調整基準**  
(平成31年4月入所以降の利用申込分に適用)

保育所、認定こども園（保育認定）及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（当該事業所の従業員が利用する場合を除く。）をいう。）の利用調整は、本基準に基づき行うものとする。

**【小規模保育施設の卒園児について】**  
入所可能枠のある施設の中から、指数順に希望施設への入所を調整する。

**【転園希望について】**  
入所可能枠の不足により、希望する園のいずれにも入所承諾できない場合は、在園中の保育施設に入所継続となる。

(1) 基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者（父・母、またはその他の保護者）が保育できない状況	基本指数	
				父	母
1	①就労 (自営業・農業・ 内職等を含む) (※1～※3)	居宅外就労	週40時間以上、就労している	40	40
2			週35時間以上40時間未満、就労している	35	35
3			週30時間以上35時間未満、就労している	30	30
4			週25時間以上30時間未満、就労している	25	25
5			週20時間以上25時間未満、就労している	20	20
6			月64時間以上、就労している（上記以外）	15	15
7		居宅内就労	週40時間以上、就労している	36	36
8			週35時間以上40時間未満、就労している	31	31
9			週30時間以上35時間未満、就労している	26	26
10			週25時間以上30時間未満、就労している	21	21
11			週20時間以上25時間未満、就労している	16	16
12			月64時間以上、就労している（上記以外）	11	11
13			内職従事者である	10	10
14	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前8週間（多胎児の場合は14週以内）、出産後8週間の期間で保育を必要とする	30	30
15	③疾病・障がい	疾病など	疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の入院または入院に相当する治療を要し、保育できないもの（常時臥床）	40	40
16			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより保育できないと医師が判断するもの	27	27
17			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以内の加療を要すると診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15	15
18		障がい (※4)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40	40
19			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30	30
20		身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20	20	
21	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者（児）の看護・介護や、入院の付添いをしている	35	35
22			同居の障がい者（児）の介護・通院・通所・通学の付添いをしている	25	25
23			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15	15
24	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50	50
25	⑥求職活動	求職	求職活動中である（原則3か月以内）	8	8
26	⑦就学	就学	(1) 学校教育法に定められた学校又は職業訓練施設に通所している	28	28
27			(1) に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上通所している	18	18
28	その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が認める場合（DV・虐待等を含む）	(※5)	

注… 複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を採用する。

- (※1) … 就労時間には休憩時間を含む。（居宅外就労、居宅内就労すべてに共通）  
変則勤務等の、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。
- (※2) … 本基準における自営業とは、法人を設立せずに自ら行っている事業をいう。自営業については、開業届の写し、確定申告書の写し等の事業の内容を証明する書類の提出がない場合、調整指数表の項番3と合わせて判定する。起業準備の場合は調整指数表の項番2と合わせて判定する。
- (※3) … 雇用主が保護者の配偶者または二親等以内の親族であり、かつ保護者が控除対象の場合（税法上の控除対象配偶者、または事業専従者）は、調整指数表の項番4と合わせて判定する。
- (※4) … 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含む（手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定する）。
- (※5) … 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断する。

(2) 調整指数表

項番	項目	具体的内容	備考	調整指数		
				父	母	世帯
1	保護者の就労状況等	就労の証明内容に対して、勤務実績および収入実績(最低賃金を基に算定)に整合性がない場合		-3	-3	
2		就労見込みの者・就労内定者(就労開始日が申請受付締切日の翌日以降)、または起業準備中(※2)		-5	-5	
3		自営業(※2)で事業の内容を証明する書類の提出がない場合(※2)		-6	-6	
4		自営業(※2)で事業主が保護者の配偶者または二親等以内の親族であり、控除対象となっている者の場合(※3)		-7	-7	
5		保護者のいずれかが、保育士として、向日市内の保育施設・事業所で勤務中(予定を含む。)	項番6との重複不可			6
6		保護者のいずれかが、保育士として、向日市外の保育施設・事業所で勤務中(予定を含む。)	項番5との重複不可			3
7		育児休業法に基づく育児休業または産後休暇から同一の事業所に復職する場合				2
8	保育の代替手段	申込日時時点で基本指数表の事由により、有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用している場合。または、転入前市町村において基本指数表の事由により保育施設に入所していたが、転出により退所し、転入に伴い入所申請をした場合。				3
9	申込児童の状況	申込児童が多胎児(双子)である	項番10との重複不可			1
10		申込児童が多胎児(三つ子)である	項番9との重複不可			3
11		既にきょうだいが利用中の保育施設と同じ施設を希望する場合(入所可能月齢によってやむを得ず別施設になる場合も含む)	申請時にきょうだいが利用中であるが、2019年4月1日時点において保育施設に在籍していない場合(卒園等)は対象外 項番12と重複不可			6
12		きょうだいが同時に申込み、かつ同じ保育施設を利用を希望する場合	項番11と重複不可			4
13		前年度の年度当初選考で入所保留となった。				1
14	世帯の状況	ひとり親(母子家庭・父子家庭)の場合(別居かつ離婚調停中の場合を含む)(※6)	項番15と重複不可			50
15		生活保護受給世帯で就労している。または、就労が見込まれる(就労証明書等の提出がある)場合	項番14と重複不可			20
16		倒産・会社都合等、本人の意思に関わらず失業し、職業安定所を通じて求職している場合(※7)	要保育事由が「⑥求職」の場合のみ調整	14	14	
17		小学生以下の子どもが3人以上いる	項番18と重複不可			1
18		小学校入学前児童が3人以上いる	項番17と重複不可			2
19		保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している(単身赴任等)				3
20		保護者のいずれかが居宅外において週30時間以上、就労している(※8)	要保育事由が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く	2	2	
21		保護者のいずれかが居宅外において週30時間未満、就労している(※8)	要保育事由が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く	1	1	
22		保護者のいずれかが居宅内において週30時間以上、就労している(※8)	要保育事由が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く	2	2	
23		保護者のいずれかが居宅内において週30時間未満、就労している(※8)	要保育事由が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く	1	1	
24	次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1~3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	要保育事由が「④介護」の場合を除く			1	
25	次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる(要介護3~5、障害支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	要保育事由が「④介護」の場合を除く			2	
26	次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)が複数いる(要支援1・2、要介護1~6、身体障害者手帳1~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1~3級)	要保育事由が「④介護」の場合を除く			2	
27	保護者の心身の状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1~3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
28		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要介護3~5、障害支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	4	4	
29		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
30	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用している	要保育事由が「④介護」の場合のみ調整			-2
31		介護等を必要とする親族が、月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	要保育事由が「④介護」の場合のみ調整			-2
32	その他	保育料を2か月以上滞納している場合(卒園児・過去のものも含む)				-20
33		両親(里親・特別養子縁組は両親とみなす)共に死亡、離別及び行方不明等により不存在で別の者が養育を行っている場合				50

(※6) … 離婚調停中であることが分かる書類の提出がある場合。

(※7) … 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類がある場合に適用する。  
(自己都合による退職に伴う失業は含まない。)

(※8) … 項番19~23については高い方の指数を適用し、重複して加点は行わない。

(3) 同一点数の場合の順位表(上位より決定)

No.	調整内容
1	ひとり親
2	要件間の優先順位 (⑤災害復旧、①就労【外勤・居宅外】→【居宅内】、③疾病・障がい、④介護、②妊娠・出産、⑦就学、⑥求職活動の順)
3	父母のうちの就労先までの距離を比較し、距離が長い世帯(父母の中で距離が短い方向士を比較)
4	祖父父母又は20才以上のおじ、おば、きょうだい(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと
5	世帯の市民税額(4月~8月入所は前年度市民税、9月~翌年3月入所は当年度市民税)の低い世帯

(1) 基本指数表における必要書類…申込書の案内に記載された必要書類

(2) 調整指数表における必要書類…下表参照

項番	項目	必要書類
8	保育の代替手段	有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用していることがわかる書類の写し、転入前市町村において保育施設に入所していることがわかる書類の写し(例:利用料領収書3カ月分)
19	世帯の状況	保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している(単身赴任等)場合、就労証明書の就労者に関する事項欄に事業所からの証明を受けている場合は不要。事業所からの証明を受けていない場合は、単身赴任等における居住実態がわかる書類(居住先の賃貸借契約書、不動産売買契約書)
20~23		就労していることがわかる就労証明書(市様式3)
24~26		該当する世帯員の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)
27~29	保護者の心身の状況	該当する保護者の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)
30	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族の該当する手帳等の写し及び、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し又は月に7日以上短期入所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し
31		